

創業 個別相談会

疑問やお悩みに、指導経験が豊富な
専門家(中小企業診断士)がお答えします

例えば……

- 「売上や経費などの収支計画は妥当だろうか？」
- 「商売を始めるに当たって購入(設置)する設備や規模は妥当だろうか？」
- 「自分の商売に合ったお店の場所は？」
- 「開業に当たっての手続きは？ 許認可って必要？」
- 「従業員を雇った場合の手続きや労働保険料などの負担は？」
- 「創業融資制度や利用できる補助金ってあるの？」
- 「経理の経験が無いけどだいじょうぶ？」
- 「今の営業内容とは違う新たな事業を始めたいが、計画は妥当だろうか？」

相談
無料!

お気軽にご利用
ください!

開催
日時

令和5年 9月5日(火)、10月2日(月)

両日とも 13時00分～17時00分 ※相談時間は後日調整
させていただきます。

開催
場所

稚内商工会議所 2階会議室
(稚内市中央2丁目4番8号)

相談員

金谷 博光 氏(旭川市)
金谷博光税理士・中小企業診断士事務所 所長

対象者

創業を準備 又は 創業間もない方、
新たな事業を計画している事業主の方

申込
方法

裏面の申込書に必要事項をご記入の上、
FAX・郵送・メールにてお申込みください。



お問合せ先

稚内商工会議所 中小企業相談所

〒097-0022 稚内市中央2丁目4番8号 TEL 0162-23-4400 FAX 0162-22-3300

E-mail: wcci@rose.ocn.ne.jp URL: <http://www.wakkanai-cci.or.jp/>

【稚内市 新規創業者支援事業助成金のご案内】

対 象 者

【新規創業者支援事業】

新規創業者で
中小企業相談所の
推薦を受けた者

- ※風俗営業法に定める営業を行うものや銀行業等を除く（※1）
- ※既に開業している場合は、標準産業分類の大分類が変わる場合が対象
- ※概ね週5日程度、20時間以上の営業をする方が対象
- ※産業競争力強化法に基づく特定創業者（予定者を含む）であること（既に事業を営んでいる場合は除く）
- ※創業融資の借入が決定していること
- ※フランチャイズ契約等による創業ではないこと

対 象 経 費

土地及び建物賃借料

- ※敷金、礼金、駐車場使用料、仲介手数料等、賃貸借契約に関する諸経費を除く
- ※本人、配偶者又は3親等内の親族が所有する不動産ではないこと

初期設備費及び建物取得費等

補 助 率

1か月あたりの1/2

※上限額 30万円
(1か月5万円×最大6か月)

1/2

※上限額 50万円

※1 非対象業種・銀行業や生命保険業、パチンコホールなど、(株)日本政策金融公庫の非対象業種等に原則準拠

その他

- ・対象者の条件にある「特定創業者」になるためには、指定された創業セミナーや創業相談などを受け、稚内市に申請する必要があります。
- ・当助成を受けようとする方は、創業前に中小企業相談所（稚内商工会議所内）へ創業事業計画書を提出し、推薦書の交付を受ける必要があります。
- ・当助成は、1企業につき、一生涯に一度のみ。その他詳細は交付要綱参照。助成期間は、令和7年度までです。

※ 詳細につきましては、下記までお問い合わせください。
稚内市 建設産業部 水産商工課 商工・労働グループ TEL：(0162) 23-6467

キリトリ線

《創業個別相談会申込書》 **FAX.0162-22-3300** (稚内商工会議所宛)

住所：稚内市中央2-4-8 E-mail：wcci@rose.ocn.ne.jp

令和5年 月 日

相談希望日	9月5日(火)	☐	10月2日(月)	☐
※希望日に☑を付けて下さい。	※相談時間は後日調整させていただきます。			

フリガナ				性 別
お名前				男 ・ 女
ご住所	〒			年 齢
				歳
連絡先	TEL		E-mail	

相談内容	※事前に相談内容を把握しスムーズな対応を心がけておりますので、出来る限り具体的な相談内容をご記入ください。
------	---

※ご記入いただいた情報は、当所からの各種連絡・情報提供以外に使用いたしません。